

日銀業第 218 号
2023 年 6 月 15 日

振込事務取扱先 御中

日本銀行業務局

「外国中央銀行等のために行う振込にかかる個人情報の取扱いに関する
細則」の一部改正に関する件

日本銀行関連業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼
申し上げます。

さて、日本銀行から外国中央銀行のための振込の委託にかかる個人情報の
取扱いについては、標記細則に基づいて実施していただいているところです。

2022年4月1日に改正個人情報保護法が施行されたことから、当該法
改正を踏まえた体制整備を一層進める観点から、標記細則を別紙のとおり改
正し、本年6月19日から実施することとしました。改正に伴う主な留意点は
以下の通りとなります。

- (1) 個人情報の漏えい、滅失もしくは毀損が発生した場合またはそのおそれ
を認識された場合には、直ちに、本通知末尾の照会先（日本銀行業務局総
務課総合企画グループ）にご連絡ください。
- (2) 日本銀行から指示があった場合には、日本銀行に連絡を行った日から原
則として20日以内を目途に事情説明書（標記細則の書式例）をご提出く
ださい。

なお、(1)については、先の「個人情報の取扱いに関するご連絡」（令和
4年3月22日付日銀業第106号）においてお伝えした取扱いとなります
が、(2)については、追加的な取扱いとなりますので、ご確認ください。

【本件に関する照会先】

業務局総務課総合企画グループ

中村、井手（03-3277-2042）

以 上

「外国中央銀行等のために行う振込にかかる個人情報の取扱いに関する細則」
中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. この細則の適用

「外国中央銀行等のために行う振込に関する特約」（以下「特約」という。）を締結している金融機関は、「外国中央銀行等のために行う振込に関する規則」（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、この細則により、振込事務取扱先（規則第1条に定める「振込事務取扱先」をいう。以下同じ。）において、日本銀行から委託を受けた規則第1条に定める振込（以下「振込」という。）にかかる個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第597号）第2条第21項に規定するものをいう。以下同じ。）を取扱う。

- 5. を横線のとおり改める。

5. 事故の報告

（1）振込事務取扱先は、自己の保管管理する振込にかかる個人情報について、漏洩その他の安全確保上の問題が発生した場合には、速やかに直ちに日本銀行に報告する。

（2）振込事務取扱先は、日本銀行の指示があった場合には、日本銀行に（1）の報告を行った日から原則として20日以内を目途に、（1）で口頭により報告した事故にかかる事情説明書（書式例）を日本銀行に提出する。

- 6. を横線のとおり改める。

6. 個人情報の返還等

（1）振込事務取扱先は、日本銀行の指示があった場合には、振込にかかる個人情報（振込事務取扱先が複写または複製したものを含む。）を日本銀行に直

ちに返還する、消去その他の所要の措置を講ずる。

(2) 略 (不変)

○ (書式例) および (書式例) 【記載例】 を加える。

(書式例)

〇〇年〇〇月〇〇日

日本銀行業務局長 殿

株式会社〇〇

〇〇 〇〇 〇〇

個人情報に係る事故についての事情説明書

日本銀行から委託を受けた外国中央銀行等のために行う振込事務における個人情報に係る事故について、「外国中央銀行等のために行う振込にかかると個人情報取扱に関する細則」(平成17年3月16日付)の「5. 事故の報告」に基づき、次表のとおり報告致します。

発生日 取扱日	発生部署	事象	事故の内容(個人情報 の件数・金額・内容等) 判明の経緯 発生後の対応等	事故の原因	関係官庁・ 監督官庁への 対応・報告	個人への対 応	対外公表	再発防止策

以 上

(書式例)

【記載例】

〇〇年〇〇月〇〇日

日本銀行業務局長 殿

株式会社〇〇

〇〇 〇〇 〇〇

個人情報に係る事故についての事情説明書 (注1)・(注2)・(注3)

日本銀行から委託を受けた外国中央銀行等のために行う振込事務における個人情報に係る事故について、「外国中央銀行等のために行う振込にかかる個人情報の取扱に関する細則」(平成17年3月16日付)の「5. 事故の報告」に基づき、次表のとおり報告致します。

発生日 取扱日	発生部署	事象	事故の内容(個人情報 の件数・金額・内容等) 判明の経緯 発生後の対応等	事故の原因	関係官庁・ 監督官庁への 対応・報告	個人への対 応	対外公表	再発防止策
〇年〇月〇 日 〇年〇月〇 日	〇〇	〇〇の誤送付	〇件(〇円) 住所・氏名 〇〇へ送付後に判明(送付先 で廃棄した旨の回答)	管理不徹底	〇〇に事情説明 金融庁に報告	あり	なし	基本動作の徹底(2名に よる対応等)

以 上

(注1) 事情説明書の提出対象は、原則として「個人情報」に係る事故(漏えい、滅失または毀損)で、「法人情報(法人名のみ)」に係る事故は不要です(ただし、法人情報でも、案件によっては提出を求めることはあります)。

(注2) 監督官庁宛報告書で代替することも可能です(「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」における別紙様式1・別紙様式2参照)。

(注3) 日本銀行に報告を行った日から原則として20日以内を目途にご提出ください。